



2026 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイエスエス
代 表 者 名 代表取締役社長 藤木 孝夫
(コード番号:6074 東証スタンダード・名証メイン)
問 い 合 わ せ 先 常務取締役管理本部長 濱治 雅弘
T E L 06-6449-6121 (代表)

株式会社ティップネスとの事業譲受に関する基本合意書締結のお知らせ

当社は、2026 年 7 月 22 日開催の取締役会において、株式会社ティップネス（以下「ティップネス」といいます。）との間で、ティップネスが運営する「FASTGYM24」名古屋市内 3 店舗（新守山店・藤が丘店・堀田通店）に係る事業を当社が譲り受けることに関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、2026 年 7 月 22 日付で本基本合意書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本基本合意書は、本件事業譲受に関する基本的事項について合意したものであり、現時点において事業譲受の実行が確定したものではありません。今後の協議等の結果により、本件事業譲受の内容の変更または中止に至る可能性があります。

なお、本件事業譲受は、東京証券取引所有価証券上場規程第 402 条及び同施行規則に定める適時開示に係る軽微基準に該当するため、適時開示義務の対象ではありませんが、投資家の皆様への情報提供の観点から任意に開示するものです。

記

1. 事業譲受の理由

当社は、「水を通じて健康づくりに貢献する」という経営理念のもと、スイミングスクール運営事業を中核として、ベビーからシニアまで幅広い層の健康促進に取り組んでまいりました。2024 年 11 月に公表した「今後の M&A 戦略強化」に基づき、未開拓エリアへの出店および周辺事業領域への進出を通じて、企業価値の中長期的向上を図ることを基本方針としております。

このたび、当社は、当社の主要株主その他の関係会社である日本テレビホールディングス株式会社の完全子会社であり、当社と協業関係にあるティップネスより、同社が運営する

「FASTGYM24」名古屋 3 店舗（新守山店・藤が丘店・堀田通店、以下「本店舗」といいます。）に係る事業を譲り受けることといたしました。当社は、本件事業譲渡契約と同日付（2026 年 8 月 27 日締結予定）でティップネスをフランチャイザーとする「FASTGYM24」フランチャイズシステム加盟契約（以下「FC 加盟契約」といいます。）を締結し、事業承継型のフランチャイズ加盟者として本事業を継続運営する予定であります。

本店舗は、24 時間営業のセルフ型フィットネスジムとして稼働 5 年以上の実績を有しております。当社は、本件事業譲受および FC 加盟により、①東海エリアにおける大人会員基盤の獲得、②ティップネスとのシナジーの一層の強化を実現し、当社グループの企業価値向上に資するものと判断いたしました。

2. 事業譲受の概要

(1) 譲受事業の内容

ティップネスが運営する「FASTGYM24」のうち、新守山店（名古屋市守山区）、藤が丘店（名古屋市名東区）および堀田通店（名古屋市瑞穂区）の 3 店舗に係る 24 時間フィットネスジム事業（資産・契約上の地位等を含みます。）

(2) 譲受事業の資産・負債の項目及び金額並びに譲受価額及び決済方法

当事者間の守秘義務に基づき非公開とさせていただきます。なお、譲受価額は、外部専門家による事業価値算定および当社内における検討を踏まえ、当事者間の協議により決定しております。決済方法は事業譲渡実行日における銀行振込とする予定です。

3. 相手先の概要

(1) 名 称	株式会社ティップネス
(2) 所 在 地	東京都千代田区四番町5番地6 日テレ四番町ビル1号館3階
(3) 代 表 者	代表取締役社長 清水 明浩
(4) 事業内容	総合フィットネスクラブの運営、24時間フィットネスジム「FASTGYM24」の直営・フランチャイズ展開等
(5) 資 本 金	9,000 万円
(6) 設立年月	1986 年 10 月
(7) 大株主及び持株比率	日本テレビホールディングス株式会社 100%
(8) 上場会社と当該会社の関係	以下のとおりであります。
資本関係	当社と当該会社との間に直接の資本関係はありません。なお、当該会社は、当社の主要株主その他の関係会社である日本テレビホールディングス株式会社（当社株式の24.84%を保有）の完全子会社であります。
人的関係	当社と当該会社との間に記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社グループは、当該会社との間で「JSS&Tipness ジョイントマスターズ大会」の合同開催、オンラインフィットネス配信サービス「トルチャ」の当社会員への提供、「JSS キッズファミリープラン」の相互提供、商材・備品の共同購入、人事採用に関する情報交換等の協業を継続的に行っております。
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の主要株主その他の関係会社である日本テレビホールディングス株式会社の完全子会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。
(9) 当該会社の直近事業年度における経営成績及び財政状態	当事者間の守秘義務に基づき非公開とさせていただきます。

4. 日程

- (1) 取締役会決議日 2026 年 7 月 22 日
- (2) 基本合意書締結日 2026 年 7 月 22 日
- (3) 事業譲渡契約締結日 2026 年 8 月 27 日（予定）
- (4) 事業譲受実行日 2026 年 9 月 1 日（予定）

（注）本事業譲受は、会社法第 467 条第 1 項第 3 号に定める「他の会社の事業の全部の譲受け」には該当せず、また、当社にとって会社法施行規則第 137 条に定める「簡易事業譲受け」に該当するため、当社における株主総会決議を要しません。

5. 本件取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

前述のとおり、本件事業譲受の相手方であるティップネスは、当社の関連当事者に該当することから、当社は、本件取引における公正性を担保し利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

- (1) 当社は、ティップネスから独立した外部のフィナンシャル・アドバイザーに事業価値算定を委託し、その算定結果を踏まえて譲受価額の妥当性を検討いたしました。
- (2) 当社は、ティップネスから独立した外部の法律事務所、税理士事務所及び社会保険労務士事務所に法務・財務・税務・労務に関するデューデリジェンスを委託し、その結果を踏まえ取引条件を協議いたしました。
- (3) 当社は、本件取引に関する取締役会決議に際しティップネスとの間に利害関係を有する取締役が存する場合には当該取締役は審議および決議に参加しない取扱いといたします。

(4) 譲受価額その他の主要な取引条件は、上記の外部専門家による検討結果を踏まえ、独立した第三者間の取引と同等の条件として、当事者間の交渉により決定しております。

6. 会計処理の概要

本事業譲受は、企業結合に関する会計基準上の「取得」に該当する見込みです。本取引において、のれん又は負ののれんのいずれが生じるか及びその金額は現在精査中であり、確定し、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

7. 今後の見通し

本件事業譲受による 2027 年 3 月期の連結業績に与える影響につきましては、2026 年 5 月 14 日公表の連結業績予想には織り込んでおりません。今後、業績予想の修正を要する事象が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、最終的な譲受条件は、今後締結を予定している事業譲渡契約（2026 年 8 月 27 日締結予定）において確定いたします。今後の協議の状況、デューデリジェンスの結果、並びにクロージング（事業譲受実行）の前提条件である賃貸借契約及びリース契約の承継に係る各賃貸人及びリース会社の承諾の取得、対象従業員の転籍同意の取得等の充足状況等によっては、本件事業譲受の取引条件が変更され、又は本件事業譲受が実行されない可能性があります。これらに関し開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

（参考）当期連結業績予想（2026 年 5 月 14 日公表）及び前期連結実績

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期連結業績予想 (2027 年 3 月期)	8,668	465	458	290
前期連結実績 (2026 年 3 月期)	8,541	433	427	242